

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 10 日

支出負担行為担当官
茨城県警察会計担当官
中 山 仁

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
DNA抽出装置の修理
- (2) 作業内容等
仕様書による
- (3) 作業場所
茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県警察本部 科学捜査研究所
- (4) 履行期限
令和 9 年 3 月 31 日
- (5) 入札方法等
入札金額は、総価を記入すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した価格をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に基づく入札参加の制限を受けている者でないこと。
- (3) 内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 警察庁から、警察庁における物品調達及び工事請負契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本機器の修理ができることを証明する書類を提出することができる者であること。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者でないこと。
なお、「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者」とは、有資格者(予算決算及び会計令第72条第3項(第95条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定により作成した名簿に記載されている者をいう。)のうち、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である個人、役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で役員以外の者をいう。以下同じ。)が暴力団員である法人又は暴力団員若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与している個人若しくは法人を、「これに準ずる者」とは、次の者をいう。
ア 事業者である個人又は事業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該事業者
イ 事業者である個人又は事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該事業者
ウ 事業者である個人又は事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該事業者
エ 事業者である個人又は事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該事業者

3 契約条項を示す場所及び入札説明書交付期間

- (1) 場所
茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県警察本部警務部会計課調度係(5F)
電話番号 029-301-0110 内線2248
- (2) 期間
令和 8 年 9 月 10 日(木)から同年 9 月 29 日(火)までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第 7 号)に定める休日を除く。

4 入札に必要な書類の提出場所及び期限

- (1) 場所
茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県警察本部警務部会計課調度係(5F)
電話番号 029-301-0110 内線2248
- (2) 期限
令和 8 年 9 月 29 日(火) 午後 5 時まで

5 入札書の提出場所及び期限

- (1) 場所
茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県警察本部警務部会計課調度係(5F)
電話番号 029-301-0110 内線2248
- (2) 期限
令和 8 年 10 月 6 日(火) 午後 5 時まで

6 開札場所及び日時

- (1) 場所
茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県警察本部庁舎 2階入札室
- (2) 日時
令和8年10月7日(水) 午前10時

7 入札保証金

会計法第29条の4第1項により入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、予算決算及び会計令第77条第1項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

8 契約保証金

会計法第29条の9第1項により契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、予算決算及び会計令第100条の3第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。

10 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

11 落札者の決定方式

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以下であって、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。